

同対法終了後 すでに12年

同和問題を理由とした特権許されず 一般施策の充実こそ

3月6日開会した3月議会は来年度の一般会計予算案ほか水道事業など特別会計予算案が上程されました。一般質問は同日、阪東議員、濱野議員、丸山光雄議員、西澤議員の順で行われました。

【丸山光雄議員の一般質問の一部を紹介します。】

丸山 同和対策事業を終了すべき事をテーマにいくつか質問いたします。質問の参考資料として、2002年12月に全解連滋賀県部落開放運動連合会が組織を解散した時の宣言文の一部を紹介いたします。(宣言文省略)

一運動団体は「特別策の 必要なし」と、解散

これは、一運動団体の解散宣言なのですが、ここで大事だと思うことは特定の地域や集落を対象とした特別の施策は既に必要性が終わっていることであることです。ですから誰もがどこに住んでいようが暮らしやすく、人が大切にされる社会と地域を求めていることなのです。憲法でこの事は「人権条項」として豊かに定められて

甲良民報

2014年3月16日 618号
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel.Fax38-4949

います。そのことをしっかり町行政の中に位置づけることが重要だと思うものです。

そこで、地域住民の自立への努力とともに「特別策」に取り組んできた行政として総括を行ったか、その結果教訓、前進面、反省点などはどうだったか。それは過去の甲良町行政自身がかかかって「最優先課題」として取り組んで来た事をふまえて上記の内容を明らかにしなければならないのではないですか。

【質問に対して、町は様々な取り組みを進めてきたことを報告。】

丸山 具体的には「特別策」として現在継続している事項はどのようなものか説明を求めます。

【質問に対して、固定資産税の3割減免を継続していると答弁。】

不正行為の元に

丸山 同和問題を理由にした特権は許してはならないことです。ある住民が言っていました。盗水問題でも、いろいろんな不正も特権が許されるから無法が蔓延するのではないですか。道理が無いことでも通ってしまう

「元」になっているから平気で不正行為が行われるのではないですか。だから一日も早く「特別策」を終了すべきで、少なくとも期限を決めて終了する必要があるのとちがいますか。町長いかがですか

【質問に対して、町は終了することも、期限を明示することもなく。】

同対法は12年前に終了

丸山 それでは町民の理解を得ることはできないと思います。解散宣言書にあったように法律が終了してから12年が過ぎている事からして

町長の決断を強く強く要請をしたいと思えます。

同和対策事業の根拠となった法律が終了した事は勿論ですが町民の生活実態から見ても交流が大いに進み地域住民の努力と合間って差別と「偏見」は、さまざまな問題を持ちながら解消に向かっています。この状況を無視して地域限定の特別対策の継続はむしろ住民間の対立と分断を行政が持ち込むことになっています。一日も早く終了で一般施策の充実こそ住みやすい甲良町にして行くものだと確信するものです

“ 憲法9条の解釈改変はおかしい ”

「長年、自民党政府のもとで集団的自衛権の行使はできないと論議を積み上げてきたものを、一内閣で解釈変更するのはおかしいと思う」(要旨) これは、西澤議員の一般質問(6日)に対する大橋総務課長の答弁。「安倍内閣が集団的自衛権行使の容認へ解釈変更の意向をあらわにしており、地方の私たちも批判の目を向けなくてはならない」と見解を求めたもの。大いに評価したい答弁です。

もともと、集団的自衛権とは、「自衛」とは全くかけはなれていて、同盟を結んでいる国が攻撃を受けた時、自国が攻撃されたのと同じと見なして、武力行使を行うこと。「解釈変更」による武力行使容認のねらいがあらわになってきた経過をたどれば、安倍内閣発足と同時に9条改変をターゲットに。それに対する反対世論が高まり、次は、憲法改定手続きを定めた96条の3分の2決議というハードルを過半数に引き下げようとしてきました。それには、改憲論者も含め、さらなる反対世論が高まり、今、手続きがより安易な解釈変更だけで、憲法9条の「不戦」の理念をなきものにしようとして狙っているのです。

みなさんのお声・願いをお待ちしています くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤申明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤申明」で検索】